

# 調剤報酬点数のしくみと解説

令和6年6月1日改定  
三重県薬剤師会作成

調剤報酬＝調剤技術料＋薬学管理料＋薬剤料＋特定保険医療材料料

調剤技術料(調剤基本料＋薬剤調製料＋加算料)……………

## 調剤基本料

処方箋受付1回につき1回算定されます。いわゆる処方箋取り扱いの事務的手数料になるものです。これは薬局の処方箋の取り扱い枚数等で異なります。

## 薬剤調製料

処方された薬剤の調製や取り揃え・監査業務をすることに対して算定される点数です。薬剤調製料は処方の日数によらず一定の点数となります。

## 地域支援体制加算

厚生労働省が定める機能を持ち、近隣の医療関連施設等と連携するなどの各種条件を備えている薬局が算定する点数です。

## 後発医薬品調剤体制加算

先発医薬品と同じ効能・効果を持ち、価格の安い後発医薬品を調剤した数量割合に応じて算定する点数です。

## 連携強化加算

他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時などの非常時に必要な体制が整備されている保険薬局で、調剤を行った場合に算定される点数です。

## 在宅薬学総合体制加算

在宅患者さんに対して薬学的管理及び指導を行うために必要な体制を整えている保険薬局が、在宅及び居宅療養を行っている患者さんの調剤を行う際に算定される点数です。

## 医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を活用する体制を整備し、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、医療DXに対応する体制を確保している保険薬局が調剤を行う際に算定される点数です。

## その他の加算料

粉末や軟膏の薬を計量して混合する、錠剤をつぶしたり分割したりすることで、患者さんが服用あるいは使用しやすくするなどの技術に対して加算されます。麻薬・劇薬など取り扱いに慎重を要する薬の管理に対しても加算されます。

薬学管理料(調剤管理料＋服薬管理指導料など＋加算料)……………

## 調剤管理料

処方された薬について、患者さん若しくは家族の方等から服薬状況などの情報を収集し、薬歴簿への記録やその他の管理を行った場合に、調剤の内容に応じて算定する点数です。

## 服薬管理指導料

処方箋の薬とともに薬の説明書(薬剤情報提供書)をお渡しし、薬を服用する際に必要な説明を行います。また過去の服薬記録(薬歴簿、お薬手帳)を踏まえて、患者さんの服薬後の経過を継続して確認し、必要に応じて医療機関へ連絡を行います。他の医療機関・薬局の薬や市販薬・健康食品やサプリメントなども把握して重複した薬が出ていないか、薬同士や薬と食品の相互作用などの確認も行っています。このように薬の服用に際して必要な注意などを行った場合に算定する点数です。

## かかりつけ薬剤師指導料

薬局勤務経験・研修実績などの条件を満たした薬剤師が患者さんの同意を得た上で、病歴や市販薬を含む服薬状況を把握し、24時間体制で相談に応じる等、服薬状況を一元的かつ継続的に管理するための点数です。

## 服薬情報等提供料

医療機関からの依頼により、薬局において入院予定の患者さんの持参薬の整理を行うとともに、服用薬に関する情報などを一元的に把握し、医療機関に文書により提供した場合の点数です。

## 外来服薬支援料

服用している薬の種類が多く管理ができなくなった時、薬を1回分ずつまとめた場合(一包化)や整理を行った場合の点数です。

## 調剤後薬剤管理指導料

糖尿病や慢性心不全の患者さんに、調剤後に電話などでその使用状況や副作用の有無などを確認し指導を行い、医療機関に情報提供を行った場合の点数です。

## 重複投薬・相互作用等防止加算

薬の服用歴に基づいて重複投薬、相互作用を防止する目的で医療機関と連携した場合に加算する点数です。

## 乳幼児服薬指導加算

6歳未満の乳幼児が、安心・安全で容易に服用できるように、家族の方等に説明した場合の点数です。

## 小児特定加算

医療的ケア児である患者さん又はその家族の方等に対して、必要な薬学的管理及び指導を行ない、かつ、指導の内容等を手帳に記載した場合に加算する点数です。

## 調剤管理加算

複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者さん若しくは家族の方に対して服用中の薬剤について服薬状況等の情報を一元的に把握し、薬学的管理を行った場合に加算する点数です。

## 薬剤料

薬価基準で定められた薬の公定価格です。

## 特定保険医療材料料

注射器、注射針、在宅における輸液セットなどの公定価格です。

## リフィル処方箋とは

症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に反復利用できる処方箋のことです。

## 一般名処方とは

商品名ではなく、「成分名」、「薬の形」、「含有量」で記載される処方箋で、多くの国が採用しています。先頭が「般」という文字で始まり、成分名が記載されます。

※「調剤報酬点数表」の主なものを記載しています。詳しくは当薬局薬剤師までお問合せください。